

お知らせ

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員が困りごとなどの相談をお受けします
日時/場所 (10時~15時)
12月4日(日) 交流センター
12月5日(月) 大阿仁出張所
12月7日(水) 合川老人憩いの家ことぶき荘
12月8日(木) 四季美館
生活課地域推進班
☎62-6628

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに国際社会と連携しつつ北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑圧を図るための週間です。
啓発週間 12月10日(土)~16日(金)
日本人拉致容疑事案の情報をお持ちの方はお知らせください。
☎北秋田警察署 ☎62-1245

林業退職金共済制度(林退共)からのお知らせ

「林業の仕事をしていたことはあませんか?」
林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。
また、以前、林業の仕事をしていたが、ご自身が林退共へ加入していたかわからない方についてもお調べしますので、最寄りの支部又は本

秋田県民ミュージカル

「白瀬中尉物語」南十字星のもとへ

日本人初の南極探検に挑んだ秋田の偉人白瀬(のぶ)。その業績を讃える企画「白瀬日本南極探検隊百周年記念プロジェクト」が3力年にわたり開催されてきました。
そのファイナルとして秋田県では初めての県民参加によるミュージカル「白瀬中尉物語」南十字星のもとへ」が上演されます。県内ではかつてない規模のミュージカルです。ぜひご観劇ください。
上演日程
▽平成24年1月22日(日)
大曲市市民会館
▽平成24年2月5日(日)
秋田市文化会館
どちらも開場13時、開演13時30分
料金
一般1000円(当日1500円)
高校生700円(当日1000円)
小学生500円(当日800円)
チケット窓口
白瀬南極探検隊記念館/わらび劇団/大曲市市民会館/トピコ/サイクルKサンクス
☎白瀬日本南極探検隊百周年プロジェクト委員会
☎0184-384670

部へお問い合わせください。
勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
☎03-5400-4334

働く人と勤め先のトラブル解決をお手伝いします

秋田県労働委員会では、労働者個人と事業主間の労働条件などに関する紛争について、解決のお手伝いを行っています。
突然、会社から解雇を言い渡されたとか、労働条件の引き下げをせまられているなど労働関係の様々なトラブルに対処します。
☎秋田県労働委員会事務局
☎018-860-3284

石綿による病気に気づいていない方を探しています

石綿による病気と認められた場合、労災保険の補償又は特別遺族給付金が受けられる場合があります。
▽過去に石綿を取り扱う仕事をしたことはありませんか。
▽過去に仕事で石綿を吸い込んだことはありませんか。
▽息切れ、せき、胸が苦しいなどの症状はありませんか。
▽ご家族で中皮腫、肺がん等で亡くなられた方はいませんか。
お心当たりのある方は、秋田労働局にご相談ください。
☎秋田労働局
☎018-860-1216

ねんきんネットのご案内

市役所及び各総合窓口センターの窓口で「ねんきんネット」を利用して、ご自身の国民年金や厚生年金などの加入記録と納付状況などが確認できます。
年金に加入していない期間や標準報酬額の大きな変動など、確認したい記録が分かりやすく表示されており、記録の「もれ」や「誤り」の発見も容易です。
○窓口で申請する場合必要なもの
▽ご自身の基礎年金番号又はねんきん定期便等に記載の照会番号等の書かれた書類
▽運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明で、本人確認できるもの(顔写真のない証明については2種類以上必要)
▽手続きされる方の認印
▽代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類(運転免許証等)、代理人の認印が必要です。
○ねんきんネット受付時間
月曜日~金曜日 9時~17時
(祝日、年末年始を除きます)
○受付窓口
市民課国保年金班 ☎62-1118
森吉総合窓口センター ☎72-3115
合川総合窓口センター ☎78-2112
阿仁総合窓口センター ☎82-2112

平成23年度 北秋田市 読書感想文 コンクール 作品募集

- ◆応募資格 北秋田市に在住、在学、在勤する方
◆応募区分 読書感想文: 小学校の部(3年生以上で学年ごと)
中学校の部(学年ごと)
高校・一般の部
読書感想文: 幼稚園・保育園の部(年長児)
▼小学校の部(1・2年生で学年ごと)
◆応募規定 読書感想文は、読んだ本(作品)についての感想を綴ってください。ただし、教科書、雑誌は対象外とします。読書感想文は、読んだ本(作品)についての感想を絵に描いてください。
◆字数及び用紙 読書感想文: 400字詰原稿用紙を使用してください。小学校の部は原稿用紙3枚以内とし、その他の部については5枚以内とします。なお、一行目には題名、次の行に学校名・学年及び氏名をお書きください。
◆読書感想文: 四つ切版の画用紙(色、縦・横は自由)を用い、素材は自由(絵の具、クレヨンなど)とします。
◆応募先等 鷹巣図書館(文化会館内) 北秋田市材木町2番3号
★幼稚園・保育園児、小・中学生は、所属する園および学校を通じて応募してください。
★高校生、一般の方は、図書館と各公民館にも応募用紙がありますので、忘れずに貼付してください。
◆締切日 平成24年1月31日(火)
◆発表 所属する学校や園を通じて、また一般の応募者には直接通知するとともに、市の広報等で発表します。
◆表彰及び表彰式 特選、入選、佳作に選ばれた方々に、賞状と記念品を授与します。
◆お問い合わせ 鷹巣図書館(文化会館内) ☎62-3311
鷹巣図書館(文化会館内) ☎62-3311



秋田県は市町村と共同で個人住民税の特別徴収を推進しています

【個人住民税の特別徴収とは】
給与支払者が住民税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税(市町村住民税+県民税)を徴収(天引き)し、納税義務者である各従業員に代わって、一括して市町村に納入していただく制度です。
【納税の負担感が激減します】
特別徴収にすると従業員一人一人が金融機関に納めに行くなどの手間が無くなり、1年分の納税額を12回に分けるので、普通徴収(年4回)で納めるより、1回あたりの納税額が少なくなります。
【原則は特別徴収】
地方税法及び各市町村の条例により、給与を支払う事業主は原則として、すべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。
☎秋田県総務部税務課 ☎018-860-1153
北秋田市税務課 ☎62-1116

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の方へ

まだ実施されていない事業主の方は、各従業員の住所地の市町村税務課に連絡のうえ、従業員の住民税の特別徴収を行っていただくようお願いいたします。
《事業主の方に行ってもらえることは》
主に下記の3つです。
○毎月の給与から市町村が通知した税額を徴収。
○徴収額を徴収した翌月の10日まで納入。
○従業員の就職・退職があれば市町村に連絡。
特別徴収事務は、所得税のように税額の計算や年末調整などを行う手間はかからず、難しいものではありません。
納税者の利便性向上のため、設けられている制度ですので、ご理解と特別徴収の実施をお願いします。